

## 令和7年度 第4回 島田市水道料金等審議会 議事録

日時 令和7年9月18日(木) 午後2時00分～4時00分

場所 島田市役所第三委員会室

出席者 審議委員(8名)、水道課(4名)、大場上下水道設計(1名)

### 審議内容

1. 基本料金への口座振替割引の反映
2. 従量料金の検討
3. 臨時給水・浴場営業用給水の水道料金

### □ 前回までの審議会決定事項について

#### 事務局

第3回審議会資料を用いて前回までの審議会決定事項を振り返った。

1. 改定率について  
⇒8%程度とすることで決定。
2. 基本料金の区分について  
⇒口径13mmと20mmは、基本料金を区分する方針で決定。

#### 質問：委員A

全体の85%程度が13mmと20mmの利用者とのことですが、それぞれの割合は分かりますか。

#### 回答：事務局

有収水量の割合で言うと85%ですが、手元にある件数の割合で言いますと13mmが約51%、20mmが約45%で合計90%以上を占めており、13mmの利用者の方が20mmより若干多いです。

#### 意見：会長

φ13とφ20について、基本料金を区分して金額に差を設けるということは、前回、私も賛同したところです。前回審議会の最後に申し上げたことですが、φ13とφ20の金額についてももう少し差を縮めて緩やかな変更に見てはいかがでしょうかと思います。例えばφ20の基本料金2,750円を2,600円程度に上昇を抑え、その分、φ13の減少幅を抑えるという緩やかな変更を考えてみてはいかがでしょうかと思います。

#### 意見：副会長

元々基本料金の断面積比率への移行を3回に分けて行うということなので、φ13とφ20も今回一気に断面積比率へ移行するのではなく、2段階で行うという考え方でいいかなと思います。手続きが大変でなければ、そういう方法でもいいのかなと思います。

#### 意見：委員F

同じ意見です。

質問：委員D

φ13とφ20も最終的には断面積比率に基づいた基本料金設定になるという  
ことへの理解でよろしいですか？とりあえず激変緩和の措置を取るという  
意見でよろしいですか？

回答：会長

理屈の上では、きちんと断面積比率に応じて基本料金を設定する方法は筋  
が通ります。ただ、φ13とφ20は一般家庭が利用するという点を考慮する  
と、両者は等しく考えてもいいのではないかという意見がありました。そう  
いう意見を踏まえて、今回の審議会では中庸を取るような形にしても良いの  
ではないかと思いました。どちらを選択するかは、次回、4年ないし5年後  
の料金改定審議会ですべて決めていけばよいのではないかと思います。いか  
がでしょうか。

意見：委員E

φ13もφ20も一般家庭の方が同じような使い方をしていていると思いた  
すが、そこにいきなり金額差がついてしまうというのは、一般家庭の方から  
するとどうなのだろうと思います。どのように説明し理解してもらおうか  
ということが一番大事なかなと思います。

意見：会長

おっしゃる通りですね。今回の基本料金の変更は、断面積比率によって金  
額差が生じたということはきちんと説明できると思います。そのうえで、φ  
13とφ20の開きを大きく感じています。この差をもう少し縮めて運用し  
ても良いのではないかと考えています。φ20についてももう少し慎重に扱  
うべきと考え、個人的な意見として、この点は審議を尽くしたいと思っ  
ています。いかがでしょうか。

意見：委員B

元々、断面積比率で計算した金額ですよ。φ13とφ20は配慮を加えて別  
の計算になるということでしょうか。そこだけ説明がややこしくなる気が  
します。あくまでも一般家庭用という形で捉えて、φ13とφ20は同じ金額  
で、φ13とφ20の金額を足して2で割った金額を基本料金にする形で良  
いのではないかと思います。

意見：会長

φ13とφ20を同じ金額ということでしょうか。そこは前回審議会の決定事  
項ですので…。

意見：委員B

差を縮めたいのであれば、説明が非常に難しいところかなと思います。

意見：会長

「断面積比率でこのような金額差が出るようになりました」という説明で十分ではないかなと思います。φ20の負担がもっと緩やかな変更でもいいのではないかなと感じました。

質問：委員A

会長のご提案内容によって、今回の資料は変わりますか。

回答：会長

はい、変わります。変わりますが若干ですので、従量料金のあり方については今日の資料で決定できると思います。ただ、φ20の上がり方が若干小さくなり、φ13の下がり方も若干小さくなると思います。

質問：委員G

料金表見て、我が家はφ13で一番小さい口径だったので安くなるなど。これはいいなと思いました。一般家庭は少し安くなるのですよね。

回答：会長

φ20の基本料金を2,750円ではなく2,600円程度に抑え、φ13の基本料金を少し上げ、φ20との差を縮めて、緩やかな変更にしてはどうでしょうかという提案をしています。その提案が受け入れられたとしても、φ13は現行の基本料金より下がります。

質問：委員G

そうですね、少し下がりますよね。一般家庭はやっぱり下がった方がいい。そうすると市の収入が減ってしまうのでしょうか。

回答：会長

全体収入が減らないように、調整しながら、基本料金の金額を改めて出していただくことになります。

質問：委員D

あくまでも断面積比率で計算した金額ですよね。φ13とφ20は別の計算式になるのでしょうか。

回答：会長

別の計算式というよりは、改良を加えたという形になります。

意見：委員D

なぜそこだけ？ということになるのかなと思います。

意見：会長

φ13とφ20は一般家庭で使われているということで、φ20の上昇率に対してφ13の下落率、この差が大きいなと感じた次第です。ここをもう少し緩や

かな変更今回変える方が、市民の皆様にとっては将来的にありがたいのかなと思った次第です。

#### 意見：委員E

私は、今回の審議会に臨むにあたり、前回審議会の内容で納得をしてきました。先程の資料でも示されていましたが、他市の基本料金も必ずしも日本水道協会の算定要領に基づいて断面積比率で設定されているわけではありません。その町の抱える問題や方向性がありますので、いかに当局が説明しやすいか、後世にわたって引き継いでいきやすいかがポイントだと思っています。料金の差についても色々な考え方ができますが、私はこの料金体系で納得しています。

#### 意見：委員D

どちらにしても一般市民に対してこの差の説明が適切にできるのであれば、このままでもいいし、変更してもいいかと思います。基本的には全口径で直径比率から断面積比率への計算式で揃えた方がいいかと思いますが、今までφ13とφ20が同一の基本料金であったことも考えて、差を縮めた方がいいという考えだと思いますので、説明がきちんとできるのであればそれでもいいと思います。

#### 意見：会長

それは大丈夫だと思います。φ20の基本料金が2,750円ではなく2,600円程度になり、φ13の基本料金が1,650円ではなく1,700円～1,800円になる程度の変更だと思いますので、説明が十分に通る範囲かと思います。ここで申し上げたいのは、緩やかな変更の方が市民の方にとっては受け入れやすいのではないかという提案です。

#### 意見：副会長

私は2段階で上げるのは良いと思いますが、中途半端な上げ方をして根拠を説明できなくなるのはまずいのではないかと思います。3回目はこれに合わせるというのは激変緩和で良いと思うのですが、φ25の方が、以前はφ13、φ20と一緒にあったではないか、などとなると色々な矛盾が生じてしまうと思います。市民の方が気にするのは、最終的にいくら払うのかということだと思いますので、基本料金だけではなく従量料金もセットになると思います。

#### 補足説明：大場上下水道設計

第3回審議会資料のP14・P15は、直径比率から断面積比率に変更した時の固定費がどのように配賦されるかを示していた資料です。φ13とφ20を分けた場合の計算ですが、一番上の現在の配賦方法3回で移行した1回目というのがφ13と固定費1,143円、φ20で1,669円とあります。

これが2回目の今回ですとφ13が947円、φ20が1,810円という状況です。これが今の料金案に反映されています。

3回目を見ると、φ13が807円、φ20が1,913円となるので、さらに差が広がります。

今回、φ13とφ20の差を小さくすると、次回との差が大きくなります。今回、意図的に緩やかにしたが故に次回は変化がより大きくなってしまいますので、そういった点も念頭に置いていただければと思います。

#### 意見：会長

今のお話を考慮しましても、激変緩和という意味でφ20の基本料金を少し抑えても良いのではないかと私は思います。2,750円が突出しているというわけではないと思いますが、次回の改定の際にまた激変緩和をするかもしれないということにはなり、次々回あたりで調整されていくという流れになるかもしれませんが、すぐに結論を出さずに従量料金の検討をした後でもいいかなと思います。私からそのような提案があり、事務局側からそういった情報があったということで、先に進めたいと思います。

#### 質問：委員E

資料1のP14の固定費について、基本料金に割り振るものが36%、従量料金に割り振るものが64%というふうに定められています。このパーセンテージは、何らかの指標を使って出した数字を使用し、割り振りの考え方自体は変わらないということでしょうか。

#### 回答：事務局

はい。今回、35%から36%へ変更させていただき説明を後程しますが、令和5年度決算における実際の料金収入に係る基本料金収入の割合、従量料金収入の割合、そのパーセンテージをそのまま用いています。これは前回改定時の方法を踏襲しています。

#### 意見：委員E

承知しました。作為的にパーセンテージを操作していると固定費の断面積比率という考え方の根幹にもかかわってくるところであり、断面積比率だけではない何かは課されてこの金額になっているのかと思ったのですが、前回から変わっていないようであれば一つの道筋として通っているかと思しますので、確認させていただきました。

### □ 審議1

#### 基本料金への口座振替割引の反映について

##### 事務局

資料1を用いて基本料金への口座振替割引の反映についての説明。

##### 意見：委員E

口座振替割引については、私は賛成です。窓口業務の電話対応時に、ご案内する説明内容で、口座振替を促進し、給水原価を下げていく取組が必要ではないかということを提案します。

回答：事務局

ご提案はごもっともだと思います。現時点で、口座振替の支払いに係る手数料が一番安いと、コストがかからない支払い方法へ促していきたいと考えていたところですが、これからも継続して検討していきたいと思っています。

意見：委員F

関連しますが、全体経費についても、節減に努めていただければと思います。

回答：事務局

分かりました。ありがとうございます。

□ **審議 2**

**従量料金の検討について**

事務局

資料 1 を用いて従量料金の検討についての説明。

意見：委員F

資料 1 P17 の料金単価の表について、A 案で、20 m<sup>3</sup>以下は現在 20 円が 20.8 円になっていますが、計算方法を簡単に教えてください。

もう一点、従量料金が 20 m<sup>3</sup>以下は 20 円、20 m<sup>3</sup>超は 130 円という大きな差があります。他市町はあまりないのですが考え方があれば教えてください。

回答：事務局

二点目について回答させていただきます。本市では、基本水量が付与されていた時代がありましたが、平成27年に廃止いたしました。その関係で、少量使用者に配慮して、他市と比べて20m<sup>3</sup>以下の単価が安くなっています。

意見：委員F

かつての牧之原市さんのように基本料金に 20 m<sup>3</sup>まで含まれていて、それに配慮したということですね。

回答：大場上下水道設計

一点目について回答させていただきます。前々回の料金改定では、20m<sup>3</sup>以下の従量料金が税抜き14.3円、20m<sup>3</sup>超はφ25以下が117円、φ30以上が128円という設定がありました。

前回の料金改定で、20m<sup>3</sup>超の従量料金を口径によって変えるのを廃止しようという方針で一元化しました。さらに、今回と同様に5パターンの考え方で従量料金を検討したのですが、当時の料金、20m<sup>3</sup>以下14.3円、20m<sup>3</sup>超117円をベースに検討した結果、今の料金体系が妥当だろうということで採用されました。

今回も現行の料金体系をベースとして5パターンの検討をしています。

質問：委員F

現行料金の20円と130円はベースとして変更しない前提で考えているということですね。

回答：事務局

はい、その前提で考えていただきたいと思います。

質問：委員B

5つの料金体系のどれをとっても収入的には変わらないということになるんですか。最終的にどれを選ぶかというだけであって。

回答：事務局

若干の誤差はありますが、どの案をとっても先ほど示した8%程度の料金収入の増加が見込めます。

会長

ご質問はよろしいでしょうか。

それでは、皆さんのお考えをお聞きしたいと思います。その後で、どの案を選択するか挙手で採決していきたいと思います。

意見：委員E

**【B案支持】**

私はこの一点に尽きるのですが、P28の表から小口径の一般世帯の平均使用水量において、最も安価であるかということにポイントを置いて決めていきたいです。具体的にはB案です。一般世帯が平均的に使用して安価に済むというのが、一番市民に喜ばれるんじゃないかと思います。大口径はどの案も1%程度の違いなので、許容の範囲内ではないでしょうか。

意見：会長

B案というのは、少量使用者に対して配慮した案ということが分かります。φ13を使用されている方は基本料金も下がりますし、かつ、20㎡以下の使用量が非常に多い層であり、この恩恵を一番受ける方たちになります。

意見：委員F

**【A案支持】**

一律で値上げというA案がまずベースかなとは思いました。

意見：委員D

**【B案／A案支持】**

短時間でこれがいいというのはなかなか言えないのですが、一般的に考えると、使用水量が少ない人に恩恵があった方がいいかと思いますので、B案もしくはA案になるかと思います。会長のおっしゃるようにφ20の基

本料金が上がりますので、従量料金の据え置きの方の方がいいのかなとも思います。

意見：委員G

【B案支持】

一般市民としては安い方がいいので、B案をお願いします。

意見：委員B

【B案支持】

非常に悩ましいところで、全体で考えるか、一番多く使っている一般家庭を選ぶかというところですが、一般家庭の負担が少ないのが一番いいのかなと思うと一番金額が安いB案でしょうか。バランスを考えるとE案でも良いのかなと思いますが、とりあえずはB案というところです。

意見：委員A

【B案支持】

C案は大量に水を使っている方にメリットがありますので、これはないと思っています。A案は一律性で聞こえはいいです。あとD案、E案は使用量の多い方、少ない方にバランスがいいということですが、やはり先ほども言われたように、少量使用者に配慮した形の中のB案でお願いしたいと思っています。

意見：副会長

【C案／D案支持】

私はC案が良いのではないかと思います。改定率でみると一番低いです。少量使用者の方のことを皆さんおっしゃいますがφ13は安くなります。上がる方とのバランスを考えるとC案が一番良いのではないかと思います。C案は20<sup>m</sup>以下のみを上げるという極端な値上げの仕方では偏っていると言われてしまいそうです。それを思うと、D案ぐらいがバランスを考えて説明が付きやすいのではないかと思います。

意見：会長

【A案支持】

一律値上げというものが一番シンプルで、ロジックがわかりやすいと思います。そして、使用水量20<sup>m</sup>以下が値上げ幅も、1<sup>m</sup>あたり1円ぐらいの値上げということなので、少量使用者には負担が少ないかなという考えです。先ほどB案について意見を述べましたが、今回φ13とφ20の基本料金の差というものが如実に現れてきます。この差の大きさを考えた時、しかもφ13というのは20<sup>m</sup>以下の使用者がとても多いです。となると、このB案というのはφ13に対して非常に恩恵を与えます。φ20も恩恵は受けませんが、40<sup>m</sup>ぐらいまで使う方たちも多くいます。

先ほど基本料金について、φ20に対する緩和策という意味でもっと中庸を取った緩い基本料金の変更を考えてはどうかということも合わせて、A案というふうには私は考えます。

## □ 審議 2 多数決

### 会長

挙手でお考えを表明していただきたいと思います。

#### ・従量料金

A案 3名

B案 5名

### 会長

この審議会では、B案を選択するということが皆様よろしいでしょうか。

それでは、先ほど私がご提案しました基本料金の緩やかな変更について、賛成か反対か挙手をお願いします。

#### ・基本料金の緩やかな変更

賛成 4名

反対 4名

### 質問：事務局

緩やかな変更をする場合について、確認させてください。

例えば、φ13とφ20の断面積比率への移行を緩やかにする場合でも、いつまでに移行するのかが分かっているならば、暫定措置という形で説明していくことも可能かと思いますが、そこが少し気になります。緩やかにするのであれば、いつまで、こういった理由でというのが一緒にあった方が良いのではないかと思います。

### 回答：会長

それは、次の改定までの期間ということですね。

### 意見：事務局

例えば、直径比率から断面積比率への移行は3回に分けて段階的に進める予定になっていますが、もし、このタイミングでφ13に負担を求めるのであれば、期日を設けておかないと直径比率から断面積比率への移行に関する説明が立ち行かなくなってしまうのではないかと思います。

### 意見：会長

今回φ13の料金がかなり下がって、φ20の料金が上がるという状態を作るわけですが、この変化を緩和するという意味で次回の改定までこれを続けさせていただくという意味合いで良いかなと思います。

今回、従量料金がB案になったことでφ13に対する恩恵が非常に大きい改定となりました。そういった意味でもφ13の基本料金をここまで下げずに減少幅を抑えることで、φ20に対する配慮が引き出しやすいかなと思います。

### 意見：大場上下水道設計

前回改定時にφ13とφ20の基本料金をひとつにまとめ、直径比率を断面積比率に3回に分けて改定していく方針でまとめました。これはφ13とφ20が同じ基本料金の料金体系を継続する前提です。

今回、φ13とφ20を区分するという選択肢を加えて議論していただいた結果、φ13とφ20を区分することになりました。そのうえで3回での移行は継続するということですので、今回φ13とφ20の差が大きく出てしまったという背景があるかもしれません。

今回φ13とφ20を区分するという新たな前提ができましたので、3回ではあまりにも変化が大きい場合には4回にするなど、段階を見直すということが1つの案として考えられるかなと思います。計算してみなければ分かりませんが、今回ほど差は大きく出ないかもしれません。皆さんのお話を聞いて、そういった方法も考えられると思った次第です。

### 意見：事務局

基本的には審議会の方で決定していただかねばなりません。今回、出席されている委員の人数が偶数で同数でしたので、最終的には会長がどう思われるかということになってくると思います。

その上でご意見したいのですが、今回は直径比率を断面積比率に3段階に分けて改定していく過渡期にあります。前回、φ13とφ20をひとつの区分で、φ25を切り離して料金体系を作りました。φ13とφ20の料金が一定であるということは、断面積比率に置き換えたときに、本来φ20の方が払わなければいけない金額をφ13の方が負担していたということです。それを今回は明確にして、断面積比率に応じた負担額にしましょうということですので、基準を以て計算していかなければひずみが出てきてしまうので、それを先送りすることは個人的にはどうかと思います。

### 意見：会長

基準に沿って決めていくという一つの考え方ですね。今回、私が気になったのは、φ20の方たちの基本料金の上がり方の負担が大きいのではないかとことです。そこを少し緩和してあげたい。φ13の基本料金が下がっているんで、そこを若干減らす。たしかに事務局のおっしゃるように、これまでφ13の方たちが過分に払ってきたのではないかと私も考えます。その点、φ13とφ20できっちり分けることは一つのロジックに沿っていると思います。他市でφ13とφ20の基本料金を一緒にしている、また島田市もこれまで一緒にしてきたということは、一般家庭という一つの括りで見える考え方からでした。区分した後の金額に対して、φ20に対する配慮を持ち込んでもいいのではないかとことです。

### 質問：委員E

それは令和9年度から4年間、段階的にはではなく、次の改定までは、同じ基本料金ということでしょうか。

回答：会長

令和9年4月の改定から4年間は、今回、決定する基本料金を想定しています。次の改定では、ますますその差は大きくなって、またそこで激変緩和策として同じような案がでる可能性もあるかと思えます。先ほど大場上下水道設計さんがおっしゃったように、改定のステップを見直すという方法もあるかと思えますが、いかがでしょうか。断面積比率に関するステップを4回に渡ってしっかりとみていこうということになるかと思えます。

会長

断面積比率に関する改定を次回まで3回で終了する案をA案、次々回まで4回に渡ってする案をB案として、みなさん挙手をお願いします。

- ・断面積比率に関する改定
  - A案(3回) 5名
  - B案(4回) 3名

会長

断面積比率に関する改定は、当初の予定通り、次回改定で最終案となる3回目のステップを踏むということになります。

先ほど同数であった案件について、再度、委員の皆様の意見をお聞かせ下さい。緩やかな改定に賛成という方、挙手をお願いいたします。

- ・基本料金の緩やかな変更
  - 賛成 5名
  - 反対(当初のまま) 3名

会長

緩やかな改定に賛成の委員が多数でしたので、φ20の基本料金を若干低めに設定し、その分φ13の基本料金の減少幅を抑えるという考え方で次回資料を提出していただけますでしょうか。

従量料金はB案に決定となりますので、これで最終的な料金体系というものがお示しできるのではないかと思います。

□ **審議3**

**臨時給水、浴場営業用給水の水道料金について**  
事務局

資料1を用いて臨時給水、浴場営業用給水の水道料金についての説明。

意見：副会長

臨時給水は他市ではどう扱われているかということと、臨時で給水することは継続して使っている方と比べて手間がかかるのではないかと思うのですが、その二点を教えてください。

#### 回答：事務局

事業体によって様々ですが、臨時給水は一般のものと同じ金額を設定しているところが多いです。浴場用の方も事前に確認してきましたが、これだという決まったものがないので、様々な設定をしているという状況です。

#### □ 閉会

##### 会長

本日ここまでで、基本料金と従量料金が決まりましたので、新しい料金体系が決まったこととなります。次回、基本料金を変更したところを反映した資料を出していただきたいと思いますが、次回の審議会では答申案について、検討することといたします。

本日はたくさんのご意見を賜わりまして、有益な会議になったと思います。審議を尽くしまして私も非常に納得しております。以上を持ちまして本日の審議は終了いたします。

##### 事務局

熱心な議論をしていただきまして誠にありがとうございました。

次回第5回目、最終回を予定しておりますが、10月28日火曜日、午後2時から、こちらの会場で開催させていただく予定です。改めて文書にて通知させていただきますが、予定を開けておいていただければと思います。

それでは以上を持ちまして第4回目の審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。